

## **[事案 2024-229] 入院給付金支払請求**

・令和7年2月14日 裁定終了

### **<事案の概要>**

約款所定の入院に該当しないことを理由に、入院給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

令和5年2月に腰椎椎間板症により入院したため、令和2年2月に契約した組立型保険および令和4年11月に契約した組立型保険にもとづき、入院給付金を請求したところ、約款所定の入院に該当しないことを理由に支払われなかった。しかし、入院時の症状は酷い状況であり、立ち上がること等の日常生活もままならなかったことから、給付金を支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

主治医への確認を含む調査を行った結果、腰椎椎間板症の診断根拠としてMRI検査等が実施されておらず、入院期間中に入院を要するような治療がなされていないこと等を勘案すると、約款所定の入院に該当するとは認められないことから、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、入院時の症状等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。